

「週休2日工事」試行要領

令和6年7月11日制定

令和6年11月12日改正

西都市

(趣旨)

第1 この試行要領は、西都市が発注する建設現場の「週休2日」の確保に向けた課題を把握し、就労環境改善に向けた意識の醸成を図るために「週休2日工事」の試行手続、その他必要な事項について定めるものとする。

(用語)

第2 この要領で、次の各号に掲げる用語の意義はこの各号に定めるところによる。

- (1) 「週休2日」とは、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 「対象期間」とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に当てはまる期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

- (3) 「工事着手日」とは、実際の工事のための準備作業（調査、測量、現場事務所の設置等の現地での作業）を開始した日をいう。
- (4) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検など、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- (5) 「現場閉所率」とは、対象期間内対象期間内の現場閉所日数の割合をいう。
- (6) 「4週8休以上」とは、現場閉所率が、28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、降雨、降雪などによる予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

- (7) 「発注者指定型」とは、発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式をいう。
- (8) 「受注者希望型」とは、受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議した上で取り組む方式をいう。

(試行の対象)

第3 週休2日工事の試行対象は、西都市が発注する全ての建設工事（営繕工事（建築工事に係る建築、電気、管、塗装・防水、解体とする）、年間維持工事、災害時の応急工事など、週休2日を確保することが困難な工事は除く）とし、原則として設計金額が1,000万円以上の工事については発注者指定型、1,000万円未満の工事については、受注者希望型とする。なお、それら場合、特記仕様書に明示するものについて適用する。

2 週休2日工事は、入札公告（指名通知）などと特記仕様書で、週休2日工事の対象であることを記載するものとする。

入札公告（指名通知）など 例

○ その他の事項

この工事は、週休2日工事の対象工事（発注者指定型）・（受注者希望型）である。
または、この工事は、週休2日工事の対象工事ではない。

特記仕様書記載例（第1章第〇〇条に記載するものとする。）

第〇〇条 休日の確保について

本工事は、週休2日工事の対象工事（発注者指定型）・（受注者希望型）である。
実施するときは、『「週休2日工事」試行要領（令和6年11月12日施行）』に基づき行う。
試行要領は、西都市ホームページから入手できる。

(実施手続)

第4 発注者指定型においては、次項から第6項までの規定を適用する。

受注者希望型においては、受注者は工事着手前に週休2日工事の実施について発注者と協議するほか、次項から第6項までの規定を適用する。

週休2日工事の実施を希望しない場合、受注者はその理由を明らかにし、発注者に通知するものとする。なお、週休2日工事の実施を希望しない場合は、次項から第6項までの規定は適用しない。

2 計画工程表には週休2日の対象期間と現場閉所日を明記し、監督員の確認を受け
るものとする。計画工程表を変更する場合も同様とする。

- 3 受注者は、現場閉所日を変更するときは、事前に発注者に協議するものとする。
なお、降雨、降雪などで予定外の現場閉所を行うときは、そのことを監督員に連絡するものとする。
- 4 受注者は、工事履行報告書にこの月の現場閉所実績（現場閉所日と日数）を記載した実施工程表などを付けて発注者に提出するものとする。
なお、週間工程表などで、現場閉所の状況を共有できる場合は、毎月の確認は不要とする。
- 5 受注者は、週休2日工事に取り組むことを工事看板などに明示するものとする。
- 6 受注者は、週休2日工事の取組結果について、工事打合簿に現場閉所実績が記載された実施工程表などを付けて発注者に報告するものとする。

（労務費・機械経費（賃料）・間接工事費・市場単価・土木工事標準単価の補正）

第5 発注者指定型においては、当初設計から別表1（労務費・機械経費（賃料）・間接工事費）、別表2（市場単価の補正）、別表3（土木工事標準単価の補正）の補正係数を乗じた上で予定価格を算出し、週休2日工事後、現場閉所率が4週8休未満（現場閉所率：28.5%未満）となった場合は、減額して変更契約するものとする。

受注者希望型においては、実際に4週8休以上の達成が確認できた場合、別表1（労務費・機械経費（賃料）・間接工事費）、別表2（市場単価の補正）、別表3（土木工事標準単価の補正）の補正係数を乗じて、増額の変更契約をするものとする。

（注意事項）

第6 週休2日工事を実施するときは、次の各号に注意するものとする。

（1）受注者が現場閉所日と定めた日で、以下の項目に掲げる作業が発生した場合は、現場閉所日として扱うものとする。

ア 災害などの緊急時に発注者が作業を要請した場合

イ 異常気象時などの安全パトロールの実施や、保守点検などの現場管理上必要な作業を行う場合

ウ 現場見学会など、現場を公開する場合

アからウまでに掲げる場合以外の取扱いは、受注者・発注者間の協議で決定するものとする。

（2）発注者は、緊急時などやむを得ない場合を除き、資料作成を含め現場閉所中の作業が発生するような指示などは行わないこととする。

附 則

この試行要領は、令和6年7月11日から施行する。

附 則

(施行期日)

1. この試行要領は、令和6年11月12日から施行する。

(経過措置)

2. この要領の施行前に『「週休2日工事」試行要領（令和6年7月11日施行）』を適用した工事については、なお従前の例による。

別表1 労務費・機械経費（賃料）・間接工事費の補正

(1) 【県土整備部所管事業の場合】

	現場閉所の達成状況
	4週8休以上
現場閉所率	28.5%以上
労務費	1.02
機械経費（賃料）	1.02
共通仮設費率	1.02
現場管理費率	1.03

(2) 【農政水産部所管事業の場合】

	現場閉所の達成状況
	4週8休以上
現場閉所率	28.5%以上
労務費	1.02
機械経費（賃料）	1.02
共通仮設費率	1.02
現場管理費率	1.05

(3) 【環境森林部所管事業の場合】

	現場閉所の達成状況
	4週8休以上
現場閉所率	28.5%以上
労務費	1.05
機械経費（賃料）	1.04
共通仮設費率	1.04
現場管理費率	1.09

別表2 市場単価の補正

(1) 【県土整備部・農政水産部所管事業の場合】

名称	区分	現場閉所の達成状況
		4週8休以上(28.5%以上)
鉄筋工		1.02
ガス圧接工		1.02
インターロッキングブロック工	設置	1.01
	撤去	1.02
防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.00
	撤去	1.02
防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1.00
	撤去	1.02
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.02
	撤去	1.02
防護柵設置工(落石防護柵)		1.01
防護柵設置工(落石防止網)		1.01
道路標識設置工	設置	1.00
	撤去・移設	1.02
道路付属物設置工	設置	1.01
	撤去	1.02
法面工		1.01
吹付砕工		1.01
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.02
道路植栽工事	植樹	1.02
	剪定	1.02
公園植栽工		1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02
橋面防水工		1.01

薄層カラー舗装工		1. 0 0
グルービング工		1. 0 0
軟弱地盤処理工		1. 0 1
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1. 0 1
硬質塩化ビニル管設置工		1. 0 1
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1. 0 1
砂基礎工	人力施工	1. 0 2
	機械施工	1. 0 2
砕石基礎工	人力施工	1. 0 2
	機械施工	1. 0 2
組立マンホール工		1. 0 2
小型マンホール工		1. 0 0
取付管およびます設置工	ます設置工	1. 0 0
	取付管布設及び支管取付工	1. 0 1

(2) 【環境森林部所管事業の場合】

名称	区分	現場閉所の達成状況
		4週8休以上 (28.5%以上)
鉄筋工		1. 0 5
ガス圧接工		1. 0 4
防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1. 0 1
	撤去	1. 0 5
防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1. 0 1
	撤去	1. 0 5
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1. 0 4
	撤去	1. 0 5
防護柵設置工 (落石防護柵)		1. 0 2
防護柵設置工 (落石防止網)		1. 0 3

道路標識設置工	設置	1. 0 1
	撤去・移設	1. 0 4
道路付属物設置工	設置	1. 0 2
	撤去	1. 0 5
法面工		1. 0 2
吹付砕工		1. 0 3
鉄筋挿入工 (ロックボルト工)		1. 0 3
軟弱地盤処理工		1. 0 2

別表 3

土木工事標準単価の補正係数「令和6年11月以降に予算執行伺を行った工事に適用」

(1)【県土整備部・農政水産部所管事業の場合】

名 称	区分	現場閉所の達成状況
		4週8休以上 (28.5%以上)
区画線工		1.02
高視認性区画線工		1.02
橋梁塗装工		1.01
構造物とりこわし工	機械	1.02
	人力	1.02
コンクリートブロック積工		1.02
排水構造物工		1.02
鋼製排水溝設置工		1.02
表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01
	高所作業車	1.01
表面含浸工	固定足場	1.02
	高所作業車	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02
	高所作業車	1.02
剥落防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場	1.02
	高所作業車	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.02
	高所作業車	1.02
防草シート設置工		1.01
紫外線硬化型 FRP シート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01
	高所作業車	1.01
塗膜除去工		1.02
バキュームブラスト工		1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00
	撤去	1.02
仮設防護柵設置工		1.02

(仮設ガードレール)		
機械式継手工		1. 0 2
抵抗板付鋼製杭基礎工		1. 0 2
ノンコーキング式コンクリートひび 割れ誘発目地設置工		1. 0 1
FRP 製格子状パネル設置工		1. 0 0
侵食防止用植生マット工 (養生マット工)		1. 0 2
支承金属溶射工		1. 0 2
耐圧ポリエチレンリブ管 (ハウエル 管) 設置工		1. 0 2

(2) 【環境森林部所管事業の場合】

名 称	区分	現場閉所の達成状況
		4週8休以上 (28.5%以上)
区画線工		1. 0 5
構造物とりこわし工	機械	1. 0 4
	人力	1. 0 5
コンクリートブロック積工		1. 0 5
排水構造物工		1. 0 5